

この表の根拠:民法(e-Gov 法令検索)と国税庁 No.4132 2026年10月4日に条文を確認。法定相続分は、相続人の間で遺産分割の合意ができなかったときの遺産の持分で、必ずこの割合で分けなければならないわけではありません(国税庁 No.4132)。

相続人の順位(民法第887条・第889条・第890条)

順位	相続人	先に亡くなっているとき(代襲)など	民法
常に相続人	配偶者	—	第890条
第1順位	子	子が先に亡くなっているときは孫、孫も亡くなっているときはひ孫…(直系卑属)	第887条
第2順位	直系尊属(父母・祖父母など)	父母も祖父母もいるときは、親等の近い父母が先	第889条第1項第1号
第3順位	兄弟姉妹	兄弟姉妹が先に亡くなっているときは、その子(甥・姪)まで	第889条第1項第2号・第2項

配偶者は常に相続人で、子・直系尊属・兄弟姉妹のうち相続人になる人と同じ順位で一緒に相続します(第890条)。
第2順位は第1順位の人(子・代襲者)がいないとき、第3順位は第1順位の人も第2順位の人もないときに相続人になります(第889条、国税庁 No.4132)。
代襲の原因は、相続の開始以前の死亡、第891条(相続人の欠格事由)への該当、廃除の3つです(第887条第2項)。被相続人の直系卑属でない人は代襲しません(同項ただし書)。
兄弟姉妹の場合に準用されるのは第887条第2項(代襲)だけで、第887条第3項(再代襲)は準用されていません(第889条第2項)。裁判所も第三順位を「兄弟姉妹及びその代襲者(おいめい)」と表記しています。

組み合わせ別の法定相続分(民法第900条)

相続人の組み合わせ	配偶者	子・直系尊属・兄弟姉妹(全員で)	民法
配偶者と子	2分の1	2分の1	第900条第1号
配偶者と直系尊属	3分の2	3分の1	第900条第2号
配偶者と兄弟姉妹	4分の3	4分の1	第900条第3号

子・直系尊属・兄弟姉妹が2人以上いるときは、全員の分を均等に分けます(第900条第4号)。国税庁の例:妻と子2人なら、妻2分の1、子4分の1ずつ(No.4155)。

父母の一方だけが同じ兄弟姉妹(半血)

父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1です(第900条第4号ただし書)。

代襲相続人(孫・甥・姪など)の相続分

本来の相続人(被代襲者)が受けるはずだった相続分と同じです。代襲相続人が2人以上いるときは、その分を第900条に従って分けます(第901条)。

相続人を確定するのは戸籍です

この早見表は民法の決まりを並べたもので、ご家族の相続人を決めるものではありません。相続関係は戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本で確かめます。法務局の法定相続情報証明制度でも、相続関係を一覧に表した図とともに戸除籍謄本等の束を登記所に出し、登記官が民法に定められた相続関係と合っているかを確認します。迷うときは司法書士・弁護士・家庭裁判所に相談してください。

遺留分の割合(民法第1042条)

相続人	遺留分全体(第1項)	配偶者	子・直系尊属(全員で)	兄弟姉妹
配偶者だけ	2分の1	2分の1	—	—
子だけ	2分の1	—	2分の1	—
直系尊属だけ	3分の1	—	3分の1	—
配偶者と子	2分の1	4分の1	4分の1	—
配偶者と直系尊属	2分の1	3分の1	6分の1	—
兄弟姉妹だけ	なし	—	—	なし

遺留分は「兄弟姉妹以外の相続人」が受けます。直系尊属のみが相続人のときは3分の1、それ以外のときは2分の1です(第1042条第1項)。

相続人が2人以上のときは、全体の割合に各自の相続分(第900条・第901条)を掛けた割合になります(第1042条第2項)。表の「配偶者」「子・直系尊属」の欄はこの式で出したものです。

配偶者と兄弟姉妹が相続人のとき、兄弟姉妹に遺留分はありません。配偶者の遺留分の割合は、弁護士に確認してください。

遺留分を算定するための財産の価額の出し方や、遺留分侵害額の請求は、このPDFでは扱っていません。弁護士に相談してください。

相続放棄をした人・内縁の人

- 相続の放棄をした者は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなされます(民法第939条)。相続放棄は家庭裁判所への申述で行います(裁判所)。
- 放棄があると、誰が相続人になるかが変わることがあります。家庭裁判所・司法書士・弁護士に確認してください。
- 内縁関係の人は、相続人に含まれません(国税庁 No.4132)。

相続税の「法定相続人の数」は、民法の相続人と数え方が違うところがあります

- 相続税の基礎控除額は「3,000万円+600万円×法定相続人の数」です(国税庁 No.4152)。
- この「法定相続人の数」は、相続の放棄をした人がいても、その放棄がなかったものとした場合の相続人の数です(No.4152)。民法では、放棄をした人は初めから相続人とならなかったものとみなされます(第939条)。
- 養子は、被相続人に実子がいる場合は1人まで、実子がいない場合は2人までを法定相続人の数に含めます(No.4152)。
- 相続税がかかるかどうか・税額は、税理士か税務署に確認してください。

出典(2026年10月4日確認)

1. e-Gov法令検索「民法」(明治二十九年法律第八十九号)第887条・第889条・第890条・第900条・第901条・第939条・第1042条 <https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089>

2. 国税庁 タックスアンサー No.4132「相続人の範囲と法定相続分」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4132.htm>

3. 国税庁 タックスアンサー No.4152「相続税の計算」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4152.htm>

4. 国税庁 タックスアンサー No.4155「相続税の税率」(妻と子2人の法定相続分の例) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4155.htm>

5. 裁判所「相続の放棄の申述」 https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/kazi_06_13/index.html

6. 法務局「法定相続情報証明制度」について <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page/7.000013.html>

使い方 順位ごとに、家族の名前と存命かどうかを書き出します。第1順位の人(子・代襲者)がいるときは、第2順位・第3順位の人 は相続人になりません(民法第889条)。書き出したら戸籍で確かめ、右端に印をつけます。**このメモは相続人を確定するものではありません。**迷うときは司法書士・弁護士・家庭裁判所へ。

亡くなった方(被相続人):氏名 _____ 亡くなった日 年 月 日

常に相続人 **配偶者** (内縁関係の人は相続人に含まれない)

続柄	氏名	存命／亡くなった日	メモ	戸籍で確認
		存命・年 月 日		☐

第1順位 **子** (子が先に亡くなっていれば、その子＝孫を右の欄に。孫も亡くなっていればひ孫)

続柄(長男など)	氏名	存命／亡くなった日	先に亡くなっていれば、その子(孫)	戸籍で確認
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐

第2順位 **直系尊属(父母・祖父母)** (第1順位の人がないとき。父母も祖父母もいるときは父母が先)

続柄(父・母など)	氏名	存命／亡くなった日	メモ	戸籍で確認
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐

第3順位 **兄弟姉妹** (第1順位・第2順位の人がないとき。兄弟姉妹が先に亡くなっていれば、その子＝甥・姪まで)

続柄(兄・妹など)	氏名	存命／亡くなった日	父母の一方だけ同じ ☐ ／ 先に亡くなっていれば、その子(甥・姪)	戸籍で確認
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐
		存命・年 月 日		☐

次にやること
相続登記に使う相続関係説明図・法定相続情報一覧図、相続放棄の必要書類、遺産分割協議書のひな形は、ふれあいの丘の無料様式(www.fureaino-oka.com/souzoku)にあります。